

許 可 の 条 件

1 許可の取消し

次の事項に該当するときは、この許可を取り消すことがある。

- ① 本市において、公園管理上必要があるとき。
- ② 許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
- ③ 許可物件が滅失又は著しく損傷し、使用不能になったとき。
- ④ 使用者に不信行為があったとき。
- ⑤ 使用者が使用料の納付を怠ったとき。
- ⑥ 使用者の代表者又は役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき又は暴力団員がこの経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ その他使用者が法令の規定に違反したとき。

許可を取り消された場合の物件撤去費用は使用者の負担とする。

2 転貸等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。

- ① 許可物件の転貸
- ② 使用者の地位の譲渡
- ③ 許可の担保提供
- ④ 使用目的又は用途の変更
- ⑤ 許可物件の形質の変更。ただし、市長から変更の許可を得た場合はこの限りではない。
- ⑥ 許可物件の新築又は増築。ただし、市長から変更の許可を得た場合はこの限りではない。

3 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届けなければならない。

- ① 使用者又は保証人が名称又は事務所の所在地を変更したとき。
- ② 使用者が解散したとき。
- ③ 法人の代表者に異動が生じたとき。
- ④ 保証人を変更しようとするとき。
- ⑤ 許可物件が滅失、消失又は著しく損傷し、使用不能となったとき。

4 許可事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出、許可を得なければならない。

- ① 許可物件の改修，補償，修繕等を行おうとするとき。
- ② 許可物件の位置，数量，構造その他許可内容を変更しようとするとき。

5 必要費等の補償

許可物件に関し，必要費又は有益費を支出した場合であっても，その補償を請求することはできない。

6 損害賠償

使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは，その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

使用者の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合には，使用者の責任において，その解決に当たらなければならない。

7 原状回復

許可期間が満了したとき若しくは満了前に廃業したとき又は許可を取り消されたときは，使用者は，速やかに自己の費用で物件を撤去し，原状回復しなければならない。

なお，使用者の原状回復義務を担保するため，オリックス株式会社が保証を行うものとする。

8 経営主体の健全性の担保

許可物件の設置管理に当たっては，経営主体の健全性を担保するため，オリックス株式会社が保証を行うものとする。

9 環境保全義務

梅小路公園の良好な環境，雰囲気及び景観の保持に努めなければならない。

周囲の景観の維持・調和のため修景施設を設置し，必要な管理を行わなければならない。

緑化の増進に努めるとともに，樹木の移植，剪定及び伐採が必要な場合は，公園管理者の指導を受けたうえで，本市登録造園業者において行わなければならない。ただし，同行為が緊急やむをえない場合はこの限りではない。

また，許可物件の設置管理に当たっては，二酸化炭素の排出量を抑制するなど，環境負荷の軽減に努めなければならない。

なお，これに係る費用は使用者の負担とする。

10 工事の確実な実施等

許可物件に関する工事を安全かつ確実に実施しなければならない。

許可物件の工事竣工後に使用者が返還する梅小路公園の再整備区域にあつては、使用者の費用により、当該区域内の既存建物を除却するとともに公園管理者の指示のとおり園路及び広場、植栽、駐輪場その他の公園施設を整備のうえ、公園管理者に返還しなければならないものとする。

その他工事の実施に当たっては、公園管理者と協議のうえ、その指示によらなければならない。

11 近隣住民等への配慮

近隣住民や梅小路小学校の保護者に対しては、工事説明会を実施して、工事内容等を十分に説明するとともに、工事期間中は安全確保に尽くさなければならない。

また、周辺地域の生活環境が悪化しないよう、騒音・臭気対策、ごみの発生抑制・分別・リサイクル、不法駐車・駐輪対策については、所要の対策を講じなければならない。

12 市民等の梅小路公園の利用の確保

許可物件の運営により、芝生広場、野外ステージ、いのちの森など許可物件以外の梅小路公園の公園施設の市民等による利用に支障を及ぼさないよう、十分配慮しなければならない。

13 適正な利用料金等の設定

許可物件の入場料や販売する物品の種類及び価格については、公共施設たる梅小路公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないよう、社会通念上適正なものにしなければならない。

14 公園施設の設置管理の良好な実施等

使用者は、公園管理者又は公園管理者が指定する指定管理者の指示に従い、良好な設置管理を行うとともに、許可物件の来場者の来場について公共交通の利用を促進するなど、梅小路公園の良好な維持管理に協力しなければならない。

15 他の公園施設を設置管理する第三者との調整

公園内に、他の公園施設を設置管理する第三者が生じたときは、公園機能の増進を相互に図る見地から、当該第三者と必要な調整を行わなければならない。

16 防犯や利用者の安全に対する十分な配慮

許可物件の防犯対策や利用者の安全に対しては、十分に配慮しなければならない。

17 防災機能の強化

許可物件の区域については、広域避難場所に含めて防災機能の強化を図る予定であることから、許可物件が災害時の防災拠点として利用できるよう、使用者は、京都市との提携について必要な協力を行わなければならない。

18 調査協力の義務

公園管理者は、許可物件について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。

公園管理者が許可物件の使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

19 使用許可の更新

許可期間の満了後も引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了20日前までに、継続許可申請をしなければならない。

20 法令等の遵守等

使用者は、都市公園法、都市公園法施行令、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則その他法令を遵守しなければならない。

許可物件内の既存建物の取扱いについては、公園管理者の指示によるものとする。

許可区域外に看板、柵その他工作物を設けることはできない。

その他公園管理者の指示に従わなければならない。

21 疑義の決定

この許可又はこの条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

(教養施設)

この処分不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立を行い又は国土交通大臣に対して審査請求を行うことができます(ただし、審査請求を行うためには、異議申立についての決定を経る必要があります。)

また、この通知を受け取られた日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)